

## 【エクアドル内政・外交：2013年7月】

### 1. 内政

#### (1) 在英エクアドル大使館における盗聴マイク発見

ア 2日、パティーニョ外務大臣は、6月16日、在英エクアドル大使館のファン・ファルコニ・エクアドル大使執務室に盗聴マイクが見つかったことを発表した。

イ 3日、同外相は記者会見において、「6月16日に在英エクアドル大使館に見つかった盗聴マイクは、英国の会社Surveillance Group Limitedのものであったことが判明した。本件調査のため英国政府の支援を要請する」旨述べた。また、大使室のプラグ差し込み口に見つかった盗聴マイクは、約2ヶ月前から仕掛けられていたことを明らかにした。

ウ またパティーニョ外務大臣は、「エクアドル政府がハッカーの対象になっており、外国プレスがエクアドル政府の通信を盗聴している可能性がある」と述べた。米国テレビチャンネルのUnivisionが、在英エクアドル大使館がスノーデン元CIA職員に与えた通行許可証(salvoconducto)について報じたことに言及し、「メディアが盗聴しているとは限らないが盗聴している内容を受け取っている可能性もあることから、情報管理に気をつけていく」と述べた。

#### (2) 鉱業関連法の発効

ア 12日、国会は、鉱業関連法改正法を再可決し、同改正法の記載された16日付官報第37号の公布を以て発効した。

イ 6月13日、国会は、コレア大統領が緊急法案として提出していた鉱業関連法改正法案を可決したが、同26日、同大統領は、拒否権を発動し以下の2点を国会に対して提案していた。

(ア)小規模鉱業における監督省庁への採掘量の報告義務に関し、公証人の認証を得た後に報告を行うこと(鉱業関連法改正法案第27条)。

(イ)手作業による採掘に関し、2010年に政府が実施した庁の際に登録された者のみ今般の関連法改正による合法化の対象とすること(鉱業関連法改正法案移行措置第6条)。

ウ 12日、国会は大統領の提案を受け入れ鉱業関連法改正法案を再可決し、同改正法の記載された16日付官報第37号の公布を以て発効した。

#### (3) 情報・コミュニケーション法規制委員会委員の決定

ア 23日、情報・コミュニケーション法規制委員会の構成が決まった。各委員は以下のとおり。

(ア)委員長(行政府代表):パトリシオ・バリガ

テレビ番組司会や記者として豊富な経験をもち、ニュース・ディレクターを務めていた。また、国家コミュニケーション庁(SECOM)の次官を務めた際、フェルナンド・アルバラード元大統領府報道局長官の下で勤務した経験をもつ。

(イ)委員(国家平等委員会代表):タマラ・メリサルデ

国家平等委員会がまだ立ち上がっていないため、国家児童委員長として選出された。当初、ドリス・ソリス経済社会参画大臣が暫定的に任命されていたが、その後、同大臣より委任された。

(ウ)委員(市民参画・社会コントロール委員会代表):エルマン・レジェス

市民参画・社会コントロール委員7名のうち、6名の支持を得て選出された。シモン・ポリバル大学コミュニケーション学科教授。12-13年に国営テレビの編集委員会の委員を務める。

(エ)委員(地方分権自治体の代表):ロベルト・ウォルゲムス

SECOMIに4年間勤務し、大統領府官房長官のもとで勤務した経験をもつ。

(オ)委員(人権擁護官事務所):パウリーナ・モグロベホ

人権擁護官顧問を務め、与党・国家同盟(AP)のコミュニケーション法の国会委員会報告者を務めた経験をもつ。

イ 同委員会は、コミュニケーション法の規定に基づき60日以内にコミュニケーション法の細則(Reglamento)を作成しなければならない。

## **2. 外交**

### **(1)スノーデン元CIA職員の亡命申請**

ア 1日、コリア大統領はラジオ番組において、「スノーデン氏がエクアドルの領土にいない限り、亡命申請の手続きは進められない。同氏のロシア政府への亡命申請については、最終的解決につながる可能性がある」と個人的に思う。」と述べた。一方、プーチン大統領が、スノーデン氏がロシアに留まる条件として、同盟国である米国を害する行為をやめるよう挙げたことに対し、コリア大統領は、「スノーデン氏が知っていることを全世界に発表できれば良いと思うが、ロシアの主権は尊重したい」と述べた。

イ 2日、コリア大統領は英国紙The Guardianとのインタビューにおいて、スノーデン氏への通行許可証をフィデロ・ナルバエス在英エクアドル大使館領事が上司の許可なしに発行したことに関し、「本件はパティエーニョ外務大臣がアジア、アルブハ副大臣がチェコ(共)、ファルコニ駐英大使がイタリアにそれぞれ出張中のときに起こったことである。ナルバエス領事はスノーデン氏が捕らえられ米国に引き渡されることを恐れて通行許可証を発行したのであろうが、同氏の香港からの移動を容易にしたのはエクアドル政府の意図するところではなかった」と述べた。

ウ またコリア大統領は、「スノーデン氏はエクアドル領土にいないため亡命申請の検討は行っていない。また、モスクワの空港からスノーデン氏が移動するための文書をエクアドルが用意するつもりはない」と明らかにした。

### **(2)モラレス・ボリビア大統領及びチョケワンカ同外務大臣のエクアドル訪問**

ア 22日及び23日、モラレス・ボリビア大統領及びチョケワンカ同外務大臣は、エクアドルを

公式訪問し、コリア大統領と会談し、公式行事等に出席した。

#### イ コリア大統領との会談

(ア)23日、モラレス・ボリビア大統領はコリア大統領と会談し、保健、コミュニケーション、司法、文化財の保護、環境保護にかかる5つの協力協定に署名した。

(イ)会談後、モラレス・ボリビア大統領は、「寡頭政治が長く続いたこと及び社会運動による社会改革の推進等、両国には共通点がある。南米諸国連合(UNASUR)を通じて国内市場及び域内市場を拡大することは、小規模生産者の市場確保の観点から重要であり、競争ではなく補完関係に基く貿易を行うことが重要である」と述べた。

(ウ)一方、コリア大統領は、「両国の経済関係強化が必要である。モラレス・ボリビア大統領の初の公式訪問は祝福すべきことである」と述べた。また、エクアドルがオブザーバーとなっている太平洋同盟に関し、「太平洋同盟のモデルは、かつて当国で適用されたものの、災難な結果しかもたらさなかった。自分(コリア大統領)の在任中、エクアドルが太平洋同盟に加盟することはないであろう」と述べた。

#### (3)ヨーロッパ4ヶ国によるモラレス・ボリビア大統領専用機の領空通過拒否問題

ア 23日、コリア大統領は、モラレス・ボリビア大統領専用機の領空通過拒否をしたヨーロッパ4ヶ国がモラレス・ボリビア大統領に謝罪を表明していることに関し、モラレス・ボリビア大統領が謝罪を受けるか否かでエクアドルの立場を決定すると述べ、エクアドルに一時召還している駐フランス、スペイン、イタリア及びポルトガル大使を派遣国に戻すか否かの決定を待つ旨述べた。また、本件は右4ヶ国による人権の侵害であり、例えモラレス大統領専用機にスノーデン氏が搭乗していたとしても正当化できない事件であると述べた。

イ 同日、両国大統領及び両国外相は、ヨーロッパ4ヶ国によるボリビア大統領専用機領空通過拒否に関し、モラレス・ボリビア大統領に連帯の意を表明するためエクアドル国民による「皆ボリビアである(Todos Somos Bolivia)」と題する集会に出席し、ラテンアメリカの威厳と自治の擁護を謳い、団結を示した。同集会の中でコリア大統領は、「ラ米地域の変革は大きな希望である」と述べ、地域機関の強化を強調した。一方、モラレス・ボリビア大統領は、「領空通過拒否の一件の後、すぐに行動をとってくれたコリア大統領及びマドゥーロ・ベネズエラ大統領に感謝する。エクアドルの支援を決して忘れない」と述べた。

ウ 24日、モラレス・ボリビア大統領が、国際機関への訴えを取り下げないとしながらも、フランス、スペイン、イタリア及びポルトガルの謝罪を受け入れたことから、コリア大統領は、これら4ヶ国に駐在している大使を派遣国に戻す旨決定した。

#### (4)コリア大統領のベネズエラ訪問

ア 28日及び29日、ベネズエラを訪問したコリア大統領は、マドゥーロ大統領と会談を行い、両国の関係とともに二国間協力について見直しを行うと共に、チャベス前大統領の遺体が安置される「山地の兵舎」(軍事博物館)を訪れ、チャベス前大統領に対して敬意を表した。

イ コリア大統領は、「ラテンアメリカにおける地域統合プロセスは、チャベス前大統領、キルチネル・アルゼンチン前大統領、ルーラ・ブラジル前大統領が政界から姿を消したことにより

減速しつつあり、現役の政治指導者は地域統合に向けてより一層尽力する必要がある。チャベス最高司令官に対する最高の敬意を表明する方法は、地域統合に向けて引き続き活動することにある」旨述べた。

ウ なお、両国首脳の二国間会談は、2011年6月のチャベス前大統領とコリア大統領の会談以来である。

#### **(5) 第12回米州ボリバル同盟(ALBA)首脳会合の開催**

ア 30日、グアヤキルにおいて第12回ALBA首脳会合が開催され、コリア大統領、パティーニョ外務大臣、オルテガ・ニカラグア大統領、モラレス・ボリビア大統領、マドゥーロ・ベネズエラ大統領及びドミニカ(共)、アンティグア・バーブーダ、セントビンセント及びグラナディーン諸島、キューバ、セントルシアの外務大臣他各国代表及びカリブ4ヶ国のオブザーバーが出席した。

イ 本会合では、国民の社会的権利を保障するためのALBA域内の共通経済圏(Zona Economica Comun)の創設を目指す、新たにALBAに正式加盟することになったセントルシアを歓迎すること等に合意した「太平洋宣言」が採択された。また、加盟国は、専門委員会を創設し、MERCOSUR、ペトロカリブの加盟国に対し、補完的経済圏(Zona Economica Complementaria)を創設する提案を行う旨合意した。さらに、米国による諜報活動に対し、世界人権宣言を始めとした国際規則に反するものであるとして、専門司法部会を創設し、提訴を準備することに合意した。また、次回首脳会合を本年9月11日にベネズエラの首都カラカスで開催することに合意した。